

日向市権現原浄水場更新事業 実施方針（案）

令和 7 年 12 月
日向市上下水道局

目 次

1 . はじめに	2
2 . 本事業の概要	4
(1) 事業内容に関する事項.....	4
3 . 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	13
(1) 立地条件	13
4 . 事業者の募集及び選定に関する事項.....	14
(1) 募集及び選定方法.....	14
(2) 募集及び選定の手順.....	14
(3) 応募者の備えるべきプロポーザル参加資格要件.....	15
(4) 審査及び評価に関する事項.....	20
(5) 実施方針等に関する説明会及び事業予定地の見学会の開催.....	21
(6) 実施方針等に関する質問および意見・提案の受付および回答	21
5 . 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	23
(1) 事業契約に関する基本的な考え方.....	23
(2) 責任分担に関する基本的な考え方.....	23
(3) 予測されるリスクと責任分担.....	23
(4) 対象業務における要求水準.....	23
(5) 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	23
6 . その他事業の実施に関する事項.....	25
(1) 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	25
(2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	25
(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
(4) 公正な応募の確保.....	26
(5) 応募にあたっての費用負担.....	26
(6) 本事業において使用する言語、通貨単位等	26
(7) 提案書類の取扱い.....	26
(8) 本事業に係る情報の提供	27
(9) 実施方針の変更	27
(10) 実施方針及び要求水準書(案)に関する問い合わせ先	27

1.はじめに

日向市上下水道局（以下、「本市」という。）では、平成29年度に「日向市水道ビジョン」を策定し、「お客様に親しまれ 笑顔を未来へつなぐ 日向（ひむか）の水道」を基本理念とし、これを実現するために必要となる施策を立案している。

権現原浄水場は本市上水道事業のすべての浄水を担う基幹浄水場であるが、全3系（1系：1968年、2系：1973年、3系：1982年供用開始）のうち1系及び2系は老朽化の進行及び耐震性の不足が懸念される。こうした背景を踏まえて、本市では老朽化が進む浄水場の更新計画を検討し、「日向市権現原浄水場施設更新計画」を策定した。その検討結果に基づき、本市では既設権現原浄水場1系及び2系の更新を計画しており、将来的に既設権現原浄水場3系を廃止し、1系及び2系に統合する予定となっている。このため、権現原浄水場1系及び2系は、耐震性の確保をはじめとした安定給水に対する重要性が増すこととなる。

また、本市では権現原浄水場1系及び2系の更新に向けた基本設計及び官民連携の導入可能性調査を行い、日向市権現原浄水場更新事業（以下、「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式（以下、「DB方式」という。）で実施することを決定したところである。

本事業は、以下に示す4つのコンセプトを掲げ、権現原浄水場1系及び2系を段階的に更新整備し、良質な水道水を将来にわたり安定的に供給可能な浄水場を整備することを目的として実施する。

本実施方針は、本市が実施する本事業について、事業の概要およびDB方式を委託する民間事業者（以下、「事業者」という。）の選定に関する方針を定めるものである。

【事業コンセプト】

本事業では、強靭性、維持管理性及び効率性に優れた浄水場の実現を図るため、以下の事業コンセプトを掲げる。

強靭性の高い浄水場

地震等の自然災害に対し、浄水場機能の停止リスクを最小化する強靭性を確保し、安定的な給水を実現する浄水場を目指す。また、想定外の災害時においても被害を抑制し、迅速な復旧を可能とする施設を目指す。

安全性・維持管理性の高い浄水場

原水水質の変動に対して柔軟性が高いこと等、将来にわたって良質な水道水を供給可能な安全性の高い浄水場を目指す。さらに、施設・設備配置の最適化により日常の運転・維持管理性を高めるとともに、将来の施設更新や水需要変動（ダウンサイ징含む）にも柔軟に対応可能な施設を目指す。

効率性の高い浄水場

イニシャルコストのみならずライフサイクルコスト（LCC）を考慮し、ポンプ制御方法の最適化や高効率モーターの導入等を通してエネルギー消費量の削減等を図り、夜間電力の活用等も踏まえて、経済性と環境負荷低減（脱炭素）を両立する効率性に優れた浄水場を目指す。

安定的な事業の推進

本事業は、設計施工期間全体で約 10 年間を予定し、期間内で権現原浄水場の新設・切替・撤去が複数回発生する見込みである。本事業の特性を踏まえ、安定的な事業実施体制・工事工程の管理体制の構築や、実効性の高い運転切替計画の策定等を通して、本事業を円滑かつ確実に完了させることを目指す。

2. 本事業の概要

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

日向市権現原浄水場更新事業

イ 施設の管理者の名称

日向市水道事業 日向市長 西村 賢

ウ 本事業の概要および目的

本市では基幹浄水場である権現原浄水場 1 系及び 2 系（ 1 系： 1968 年、 2 系： 1973 年供用開始）の更新時期を迎えている。本事業は、本市水道事業における経営基盤の強化と良質な飲料水の安定供給を目的として、新設権現原浄水場 1 系及び 2 系を段階的に整備するものである。

本事業では官民連携手法の一つである DB 方式を採用し、事業者のノウハウや創意工夫を活用して、効率的かつ効果的な事業運営を図りながら、良質な水道水を将来にわたり安定的に供給可能な浄水場を整備することを目的として実施する。

エ 事業方式

本事業は、事業者が持つノウハウや創意工夫を活用した効率的な整備・事業運営を推進することを目的として、設計・施工一括発注方式（ DB 方式）により実施する。

オ 事業予定地（別紙 1 ）

地名地番： 宮崎県日向市大字塩見 14166 番地 1

敷地面積： 19,350.34 m²

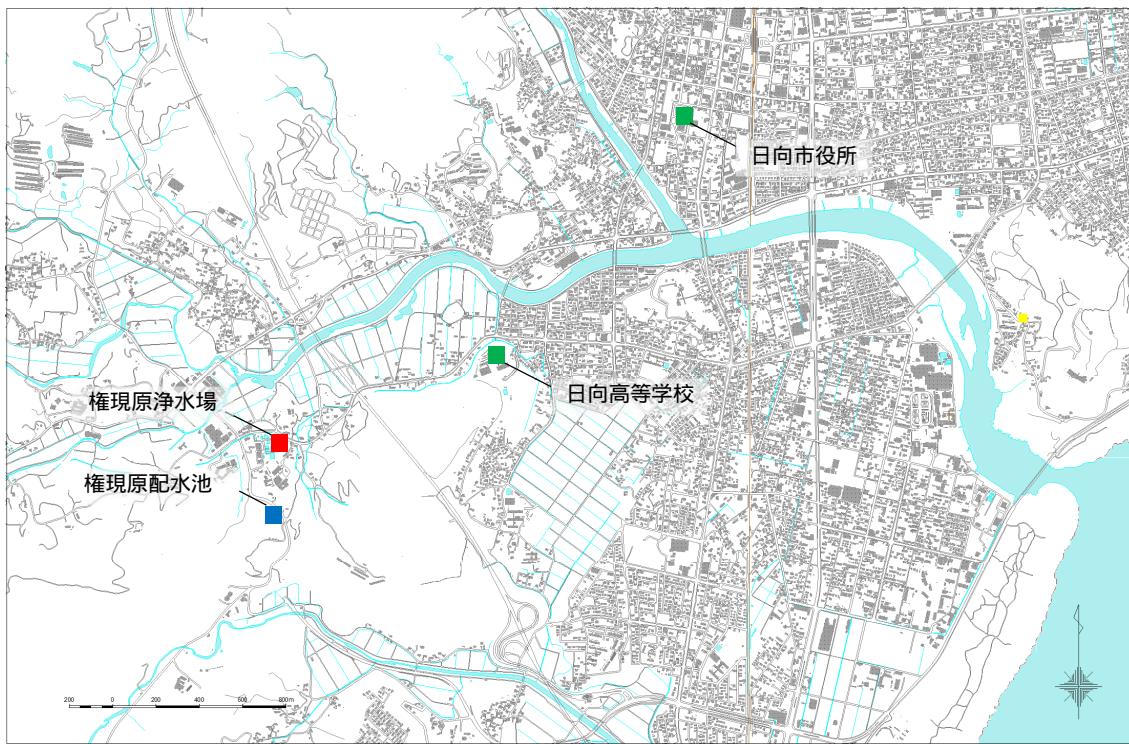


図1 位置図

力 既存施設の概要と更新対象施設

既設権現原浄水場 1 系～3 系の施設概要および更新対象施設は表 1、表 2、別紙 2、別紙 3 のとおりである。また、更新前後の施設フロー図は図 2 のとおりである。

表 1 既設権現原浄水場 1 系～3 系の施設概要 (1/2)

系統区分	施設名	形状寸法等	更新対象の有無
共通施設	排泥池	17.70 m × 17.70 m × 有効水深4.00 m × 1 池	既設流用
	濃縮槽	9.70 m × 9.70 m × 有効水深3.50 m × 1 池	既設流用
	汚泥貯留槽	10.30 m × 10.30 m × 有効水深3.50 m × 1 池	既設流用
	汚泥脱水施設	機械脱水方式 1F、A = 108.67 m ²	既設流用
	天日乾燥床	A=204 m ² × 10床 × 2040 m ²	撤去施設 廃止済
	管理棟	1 F、A = 727.10 m ²	更新対象 3 系の次 亞塩素注入 施設は移設
	電気棟	3 F、A = 502.25 m ²	既設流用
	薬注電気室	6.35 m × 10.35 m × 1 F 次亜塩素酸ナトリウム注入設備 PAC注入設備	既設流用 3 系施設 のみ流用
	倉庫	1 F、A = 192.18 m ²	既設流用
1 系 浄水処理 施設 4,500 m ³ /日	分水井 (3 系兼用)	2.64 m × 有効水深0.80 m × 1 池	既設流用
	沈砂池 (3 系兼用)	3.00 m × 9.00 m × 有効水深3.00 m × 2 池 立軸斜流ポンプ 5.4m ³ /分 × 11 m × 3 台	既設流用
	着水井	2.20 m × 5.65 m × 有効水深2.55 m × 1 池	更新対象
	混合地	2.20 m × 2.20 m × 有効水深2.55 m × 2 池	更新対象
	フロック形成池	4.60 m × 9.30 m × 有効水深2.50 m × 2 池	更新対象
	薬品沈殿池	横流式沈殿池 8.50 m × 26.00 m × 有効水深2.80 m × 2 池	更新対象
	急速ろ過池	3 池	更新対象
	浄水池	8.65 m × 6.30 m × 有効水深3.00 m × 2 池 H.W.L. +10.80 m	更新対象
	洗浄排水池	8.50 m × 5.70 m × 有効水深2.20 m × 1 池	更新対象
	送水ポンプ	水中ポンプ 150 × 2.8 m ³ /分 × 71 m × 55 kW × 3 台	更新対象
	送水流量計室	-	更新対象
	② 権現原 1 号 配水池 (場外)	17.50 m × 14.40 m × 有効水深5.00 m × 2 池	廃止

表2 既設権現原浄水場1系～3系の施設概要(2/2)

浄水場名	施設名	形状寸法等	更新対象の有無
2系 浄水処理 施設 17,500 m ³ /日	㉒ 分水井	9.46 m × 22.74 m × 有効水深0.90-2.40 m × 1井	既設流用
	㉓ 沈砂池	2.30 m × 10.50 m × 有効水深3.00 m × 2池 水中ポンプ 9.7 m ³ /分 × 8.5 m × 1台 8.0 m ³ /分 × 11.0 m × 2台	既設流用 ポンプ設備更新
	㉔ 高速沈殿池	10.50 m × 16.60 m × 有効水深4.00 m × 2池	更新対象
	㉕ 急速ろ過池	5.00 m × 5.00 m × 8池	更新対象
	㉖ 净水池	21.00 m × 20.00 m × 有効水深3.00 m × 1池 H.W.L. +10.30 m	更新対象
	㉗ 洗浄排水池	3.00 m × 15.00 m × 有効水深3.50 m × 1池	更新対象
	㉘ 送水ポンプ	横型ポンプ 200 × 7.0 m ³ /分 × 75 m × 150 kW × 2台	更新対象
	㉙ 送水流量計室	-	更新対象
	㉚ 権現原2号 配水池(場外)	33.00 m × 有効水深7.00 m × 1池	既設流用
	㉛ 着水井	2.50 m × 6.75 m × 有効水深3.00 m × 1池	既設流用
3系 浄水処理 施設 16,000 m ³ /日	㉜ 混和地	2.50 m × 2.50 m × 有効水深1.80 m × 1池	既設流用
	㉝ フロック形成池	10.40 m × (2.60 m × 3)m × 有効水深2.65 m × 2池	既設流用
	㉞ 薬品沈殿池	傾斜板式薬品沈殿池 10.40 m × 14.90 m × 有効水深2.65 m × 2池	既設流用
	㉟ 急速ろ過池	4.00 m × 4.35 m × 8池	既設流用
	㉟ 净水池	6.00 m × 10.55 m × 有効水深4.00 m × 2池 H.W.L. +10.30 m	既設流用
	㉟ 排水池	6.35 m × 13.80 m × 有効水深3.05 m × 1池	既設流用
	㉟ 送水ポンプ棟	水中ポンプ 200 × 5.15 m ³ /分 × 75 m × 110 kW × 3台	既設流用
	㉟ 流量計室	-	更新対象
	㉟ 権現原3号 配水池(場外)	37.00 m × 有効水深7.00 m × 1池	既設流用

排泥池の耐震補強設計および施工については、本事業において変更契約または随意契約により実施する可能性がある。

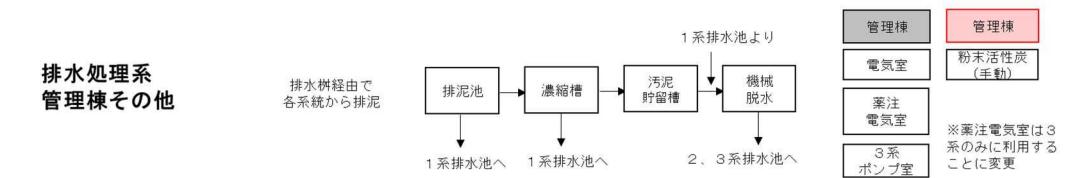
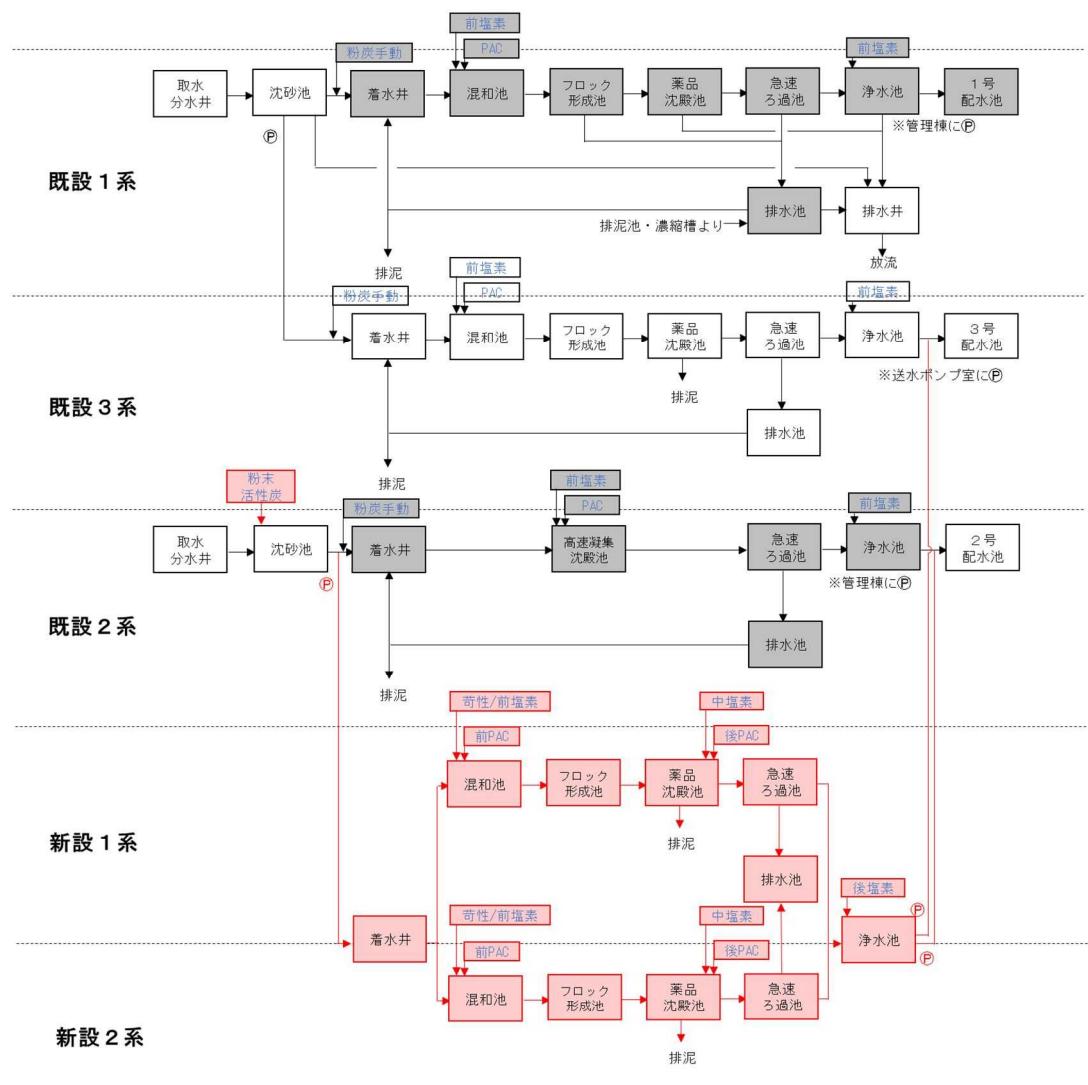


図2 更新前後の施設フロー(案)

キ 本事業の対象施設

本事業の対象施設は、以下のとおりとする。業務内容等の詳細については、要求水準書（案）において示す。

（ア）施設概要

本事業における対象施設（以下、「対象施設」という。）の概要は、表3に示すとおりである。

表3 権現原浄水場の施設概要

項目	内 容
水源	表流水（耳川）
水利使用許可水量	最大取水量 0.44 m ³ /s 一日最大取水量 30,000 m ³ /日（耳川 30,000 m ³ /日）
計画処理水量	7,400 m ³ /日（既設1系） 18,600 m ³ /日（既設2系） 16,300 m ³ /日（既設3系）※将来廃止予定 参考) 42,300 m ³ /日（既設権現原浄水場） 13,100 m ³ /日（新設1系） 13,100 m ³ /日（新設2系）
浄水処理方式	急速ろ過方式
排水処理方式	機械脱水方式（既存施設を継続利用）
主要な新設施設	<ul style="list-style-type: none">浄水施設（着水井、フロック形成池、薬品沈殿池、急速ろ過池、浄水池、洗浄水槽等）送水施設（送水ポンプ等）排水処理施設（洗浄排水池等）薬品注入施設（薬品注入設備（粉末活性炭、塩素、PAC））管理棟（建屋等）電気計装設備（新設1系及び新設2系変電設備、動力設備、計装設備等）場内配管、場内整備

(1) 本事業の対象施設および対象業務

本事業の業務対象施設を表4に示す。

表4 本事業の調査設計・建設工事業務の対象施設

施 設		調査 設計	建設 工事
整備対象施設	取水・導水施設	1	1
	浄水施設	○	○
	送水施設	○	○
	排水処理施設	1	1
	薬品注入施設	○	
	管理棟	2	2
	電気計装設備(変電設備等)	3	3
	非常用自家発電設備	-	-
	場内配管	○	
	場内整備	○	

1：一部の取水・導水施設(分水井、沈砂池)及び排水処理施設(機械脱水処理設備等)は既存施設を継続利用する。

2：中央監視制御設備等は令和8年度に更新予定である。現管理棟の中央監視制御設備は令和8年度に更新予定であり、現管理棟から新管理棟への移設は別途工事で実施すること(予定)としている。

3：一部の電気計装設備(受電設備等)は既存施設を継続利用する。

(ウ) 本事業の対象業務範囲

本事業の業務対象業務範囲は表5に示すとおりである。

表5 本事業の調査設計・建設工事業務の内容

業 務		内 容
調査	測量調査	事業者が設計・施工に必要とする部分
	地質調査	事業者が設計・施工に必要とする部分
	埋設物調査	工事への影響が考えられる埋設物の位置の確認
	周辺環境調査	工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の調査
	電波障害等調査	電波障害等対策に関する事前および事後調査
	説明会等実施支援	住民説明会等の資料作成および説明会への出席、その他必要な支援
設計	基本設計	表4に示す施設の提案内容を具現化するために行う基本的な設計
	詳細設計	本市が承認した基本設計に基づいて行う、表4に示す整備対象施設の詳細な設計
	設計に伴う各種申請書類等の作成	設計に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議
建設	建設工事	表4に示す整備対象施設の土木、建築、機械および電気の各種工事
	撤去工事	表4に示す更新対象施設及び撤去対象施設の土木、建築、機械および電気の取壊し撤去及び処分
	建設に伴う各種許認可の申請	工事に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議
	施設の引き渡し	試運転、運転操作研修、設備台帳作成、運転・維持管理方法等を記載した文書の作成など、施設の引渡しに必要な業務

(I) 事業期間（予定）

事業スケジュールは以下を予定している。

- ・ 設計及び施工請負契約締結 令和9年3月
- ・ 設計・施工期間 令和9年4月～令和19年3月

詳細設計は令和10年9月までに完了させるものとする。

権現原浄水場1系の供用開始は令和16年4月1日、権現原浄水場2系の供用開始は令和19年4月1日とする。

(オ) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施するにあたり必要とされる、関連法令（法律、政令、省令、条例、規則及びガイドライン等を含む。）等を遵守するものとする。

ク 補助金・交付金の受給手続きへの協力

事業者は、事業期間を通して本市が国等に対して行う補助金・交付金の申請や行政手続き等に対して協力を行うものとする。

3. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件

ア 事業予定地

宮崎県日向市大字塩見 14166 番地 1

イ 敷地面積

19,350.34 m²

ウ 建設用地の制限等

都市計画地域	: 都市計画区域内 市街化調整区域
用途地域	: 指定なし
建蔽率 / 容積率	: 70/200
防火地域	: 指定なし
その他の区域	: 土砂災害警戒区域 区域内
道路幅員	: 12.2 m 市道 463 号
条例等	: 景観条例届出 大規模建築物等の新築等の届出（高さ 15 m または建築合 計面積 1,000 m ² 超える建築物）
県福祉のまち条例	
高さ制限	: 道路斜線 適用距離 20 m、勾配 1.5 隣接斜線 立ち上がり 20 m、勾配 1.25 北側斜線 適用なし 日影規制 適用なし
騒音区域	: 指定なし
振動区域	: 指定なし
雨水	: 側溝に排水（排水井を経由し、河川へ排水）
污水	: 処理槽を設置

4. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

本事業では、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を実現するため、事業者の選定にあたっては事業者の有するノウハウや創意工夫を総合的に評価することが求められる。そのため、事業者の選定方法は、提案額と施設整備に関する技術提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式で実施するものとする。

(2) 募集及び選定の手順

ア 募集及び選定スケジュール（計画）

事業者の募集及び選定スケジュール（計画）は、次のとおりとする。

表 6 事業者の募集及び選定スケジュール

日 程	内 容
令和7年12月22日	実施方針、要求水準書（案）の公表
令和8年1月16日	実施方針等に関する説明会、現地見学会の実施
令和8年1月23日	実施方針、要求水準書（案）に関する質問受付締切
令和8年2月下旬	実施方針、要求水準書（案）に関する質問・回答の公表
令和8年4月上旬	募集公告・募集要項等の公表
令和8年4月中旬	募集要項等に関する説明会、事業予定地の見学会の開催
令和8年4月下旬	募集要項等に関する質問受付締切
令和8年5月下旬	募集要項等に関する質問への回答の公表
令和8年6月上旬	資格審査に関する書類の提出期限（参加表明書、資格審査申請書等）
令和8年6月下旬	資格審査結果の通知
令和8年7月上旬	技術対話の実施（1回目）
令和8年8月中旬	技術対話の実施（2回目）
令和8年9月下旬	提案審査に関する書類の受付締切
令和8年11月中旬	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和9年1月上旬	優先交渉権者選定結果の通知および公表
令和9年1月上旬 ～令和9年3月中旬	契約条件等協議
令和9年3月下旬	契約の締結

(3) 応募者の備えるべきプロポーザル参加資格要件

ア 事業スキーム

応募者は、設計企業、建設企業で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とし、設計・建設JVにより組成を行うこと。

構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」という。協力企業は、JVに入らない建設企業（建築・電気）は必須とし、JVからの1次下請け企業（地元企業）も含むものとする。なお、地元企業とは住所が市内本店としての登録がある者であり、地元企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、地元企業を活用するように努めること。

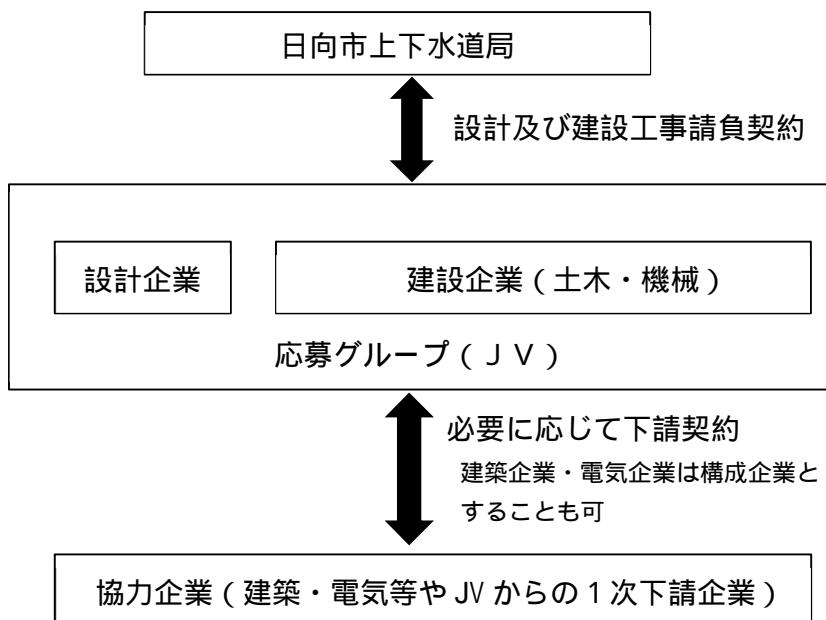


図3 事業スキーム

イ 応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。

応募グループを構成する企業（以下、「構成員」という。）の企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うこと。また応募グループは、設計・建設JVにより組成を行うこと。

応募グループは、本施設の設計を行う企業（設計企業） 本施設の土木工事を行う企業（土木企業） 本施設の機械設備工事を行う企業（機械企業）により構成されることを基本とする。ただし、本施設の建築工事を行う企業（建築企業）や本施設の電気設備工事を行う企業（電気企業）を応募グループに含むことも可能とする。また、複数の業務の参加資格要件を満たす場合、1者が複数の業務を兼ねることができる。

応募グループは土木企業または機械企業の中から代表企業を1社定めること。また、代表企業以外の応募グループの構成員は構成企業とする。

代表企業はプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計及び建設の事業期間を通じて、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。また、統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、設計および建設期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。

代表企業の変更は認めない。

提案書提出時に、応募グループ、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。

応募グループは、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成企業（設計企業、土木企業、機械企業）の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること。

協力企業については、地元企業を1社以上含めるものとする。また、本事業において使用する資機材等については、可能な限り市内で製造産出される資機材等を使用し、これに該当しない場合は、市内業者が販売するものを優先的に活用すること。プロポーザル参加資格確認のための申請書類（以下、「プロポーザル参加資格確認申請書」という。）の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構成員の変更是、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。

応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。

ウ 応募者のプロポーザル参加資格要件

代表企業、構成企業のうち設計、建設の各業務を行う者は、それぞれ（ア）から（オ）までの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。また、その他の建設企業（構成企業もしくは1次下請け企業となる建築企業または電気企業）においては、（カ）～（キ）に示す要件をそれぞれ満たさなければならない。

（ア） 共通事項

代表企業、構成企業及び協力企業は、次の（ア）から（オ）までの要件を全て満たしていること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

本事業のプロポーザル参加資格確認申請書類の提出締切日から事業契約締結までの間において、日向市 入札参加有資格業者の指名停止に関する要領（平

成 19 年 12 月 1 日 告示第 169 号) に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に市の入札参加資格に係る再審査を受けており、再生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が健全であると認められる者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

本事業に係る「令和 6 年度日向市権現原浄水場更新事業に係る事業者選定支援業務」及び「令和 7 年度日向市権現原浄水場更新事業に係る事業者選定支援業務」に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の 20% を超える株式を有し、又はその出資総額の 20% を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。当該業務に関与した者は、以下のとおりである。

株式会社日水コン

三浦法律事務所

日向市権現原浄水場更新事業事業者審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

(イ) 代表企業の必要事項

代表企業は、次のいずれかの実績要件を満たしていること。

土木企業が代表企業となる場合は、国内において、平成 28 年度以降に浄水場の新設又は更新 (水槽構造物を含む。補修工事は除く) を元請として施工した実績を有すること。また、当該実績は、当該企業が単独で受注したもの又は共同企業体において代表構成員として受注したものに限るものとし、その他構成員として受注した実績は含まないものとする。なお、実績は土木一式工事として受注したもの及び水道施設工事として受注したものとのいずれについても、その内容に応じて施工実績として認める。

機械企業が代表となる場合には、国内において、平成 28 年度以降に公称能力 13,000 m³/日以上の浄水能力を有する浄水場（急速ろ過方式）の機械設備工事（凝集沈殿施設一式および急速ろ過施設一式）の新設又は全面更新を元請として施工した実績を有すること。なお、凝集沈殿施設一式および急速ろ過施設一式は必ずしも同一の浄水場である必要はない。また、実績については他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 100 分の 20 以上であるものに限る（乙型 JV の場合は機械設備工事の分担工事額の 20% 以上であるものに限る。）。なお、実績は機械器具設置工事として受注した実績を基本とするが、水道施設工事として受注した実績についても内容に応じて施工実績として認める。

（ウ） 設計業務を行う企業

設計企業は、以下に示す から までの要件を全て満たしていること。

令和 8 年度日向市建設業者等有資格業者名簿（業務委託）に登録されている者であること。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 2 名以上在籍していること。また、当該資格者を本事業の管理技術者および照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

国内において、13,000 m³/日以上の浄水能力（公称能力）を有する急速ろ過方式（凝集沈殿池及び急速ろ過池を含む）の浄水場の詳細設計実績を有すること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

（イ） 土木工事を行う企業

土木企業は、以下に示す から までの要件を全て満たしていること。

応募グループの構成企業のうち、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事について特定建設業の許可を受けている者を 1 社以上、水道施設工事について特定建設業の許可を受けている者を 1 社以上有していること。なお、同一の企業が両方の特定建設業の許可を受けていても差し支えない。

令和 8 年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に登録されていること。

参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P 点）が、土木一式工

事について 1,200 点以上である者を 1 社以上、水道施設工事について 1,200 点以上である者を 1 社以上、応募グループの構成企業として有していること。なお、同一の企業が両方の要件を満たしても差し支えない。

本工事に対応する許可業種における法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者を、同条各項の規定に基づき専任で配置できること。

(オ) 機械設備工事を行う企業

機械企業は、以下に示す から までの要件を全て満たしていること。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、機械器具設置工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

令和 8 年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に登録されていること。

参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P 点）が機械器具設置工事について 1,200 点以上、であること。

本工事に対応する許可業種における法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者を同条各項の規定に基づき専任で配置できること。

(カ) 建築工事を行う企業

建築企業は、以下に示す から までの要件を全て満たしていること。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

令和 8 年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に登録されていること。

参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P 点）が建築一式工事については 1,200 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

(キ) 電気工事を行う企業

電気企業は、以下に示す から までの要件を全て満たしていること。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、電気工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

令和8年度日向市建設業者等有資格業者名簿(建設工事)に登録されていること。

参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)【最新のもの】の総合評定値(P点)が電気工事について1,200点以上、であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

エ プロポーザル参加資格要件の確認基準日

プロポーザル参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の提出期限日(以下「プロポーザル参加資格審査基準日」という)とする。

オ プロポーザル参加者の失格・変更

(ア) 日向市権現原浄水場更新事業事業者審査委員会の委員との接触

優先交渉権者決定までの間に、日向市権現原浄水場更新事業事業者審査委員会の委員および市関係者に対し、事業者審査に関して自己に有利になる目的のために接触、働きかけ等を試みた者は失格とする。

(イ) プロポーザル参加資格審査基準日以降、優先交渉権者決定までの期間

代表企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

なお、代表企業の変更は認められないが、構成企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合に限り、変更できることとする。

(ウ) 優先交渉権者決定後、基本契約締結までの期間

代表企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。なお、代表企業の変更は認められないが、構成企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、直ちに失格とはせず、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合に限り、変更できることとする。

(4) 審査及び評価に関する事項

ア 審査および評価方法

(ア) 参加資格の審査

応募グループの資格について、本事業への参加を希望する者に参加表明書およびプロポーザル参加資格審査申請書の提出を求め、「応募者のプロポーザル参加資格要件」に定める参加資格を有することを審査する。

（1）技術提案の審査

応募グループからの本事業に関する技術提案を受け、別途定める事業者選定基準に従い、技術提案の記載事項の確認、評価項目、評価基準との照合等を行い、技術提案および提案価格を総合的に評価する。

なお、事業者選定基準、技術提案の提出方法、提出時期および提出書類の詳細等については、募集公告時に示す。

イ 日向市権現原浄水場更新事業事業者審査委員会の設置

事業者の審査に当たり、日向市権現原浄水場更新事業事業者審査委員会（以下、「委員会」という。）を本市に設置する。委員会は、応募グループの提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する。本市は、委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。なお、委員会の構成は、本事業の優先交渉権者決定後に公表する。

（5）実施方針等に関する説明会及び事業予定地の見学会の開催

実施方針等に関する説明会、事業予定地の見学会を次のとおり開催する。

ア 実施方針等に関する説明会及び事業予定地の見学会

開催日時：令和8年1月16日（金）9時30分～11時30分まで

または、令和8年1月16日（金）14時～16時まで

（受付：9時から9時30分まで、または、13時30分から14時00分まで）

開催場所：日向市権現原浄水場

申込期限：令和8年1月9日（金）正午まで

申込方法：参加申込書（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、6.（10）に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出すること。

イ 留意事項

申込は各社ごとに行い、参加者は1社当たり3名までとする。申込時に、説明会及び見学会参加希望日を記載すること。なお、先着順で希望時間帯を割り振ることを基本とする。

説明会及び見学会では実施方針、要求水準書（案）は配布しない。また、説明会及び見学会では質疑応答の機会を設けない。

見学会において、市職員による現地案内は行わない。ただし、市職員を同行させ、各施設への先導を行う。

（6）実施方針等に関する質問および意見・提案の受付および回答

実施方針、要求水準書（案）に関する質問を、次のとおり受け付ける。また、質問への

回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものと本市が認めたものを除き、本市ホームページで公表する。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

受付期間：実施方針等の公表日から令和8年1月23日（金）正午まで

受付方法：実施方針に関する質問書（別紙様式2）に記入のうえ、6.(10)に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。

5. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 事業契約に関する基本的な考え方

本市は、優先交渉権者に選定された応募グループと契約交渉を行い、これに基づき本市と代表企業（設計建設JV）との間で設計及び建設工事請負契約（以下、「事業契約」という。）を締結する。なお、優先交渉権者決定の通知日の翌日から事業契約締結までの間、優先交渉権者又はグループの構成企業が応募参加資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

(2) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府公示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、本市が行う業務に係るリスクは本市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(3) 予測されるリスクと責任分担

市と事業者のリスク分担を別紙4に示す。なお、当該リスク分担表は現段階の案であり、実施方針への質問回答や市内部での検討を踏まえて調整を行った後、募集公告の際に公表する設計及び建設工事請負契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化する。

(4) 対象業務における要求水準

本事業の対象施設に要求する性能等の水準は、募集公告時に公表する要求水準書等において示す。

(5) 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

ア モニタリングの実施

事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準及び提案書において応募グループが提案した水準を達成しているか否かを確認するために、本市はモニタリングを行う。

イ モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時等の各段階において実施する。

ウ モニタリングの内容

事業者は、要求水準等の履行及び事業契約の履行状況についてセルフモニタリングを行い、その結果を本市に書類及び電子記録媒体等を用いて報告する。

本市は、事業者によるセルフモニタリングの結果報告を受け、モニタリング実施計画書に基づき、書面又は会議体にてモニタリングを行う。モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

本市は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行い、事業者が実施する設計業務及び建設業務等の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

なお、詳細なモニタリングの方法、内容等については、募集要項等において明らかにする。

エ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われる業務の対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほか、業務の対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

オ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

6. その他事業の実施に関する事項

(1) 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に規定する具体的措置を行うこととする。また、事業契約に関する紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の履行が困難となった場合には、次の措置を講じることとし、詳細については事業契約において規定する。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市による是正勧告および事業契約解除

事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をできなかつた場合は、本市は、事業契約を解除することができる。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業契約解除に伴う損害

(ア) において、本市が事業契約を解除した場合、本市は事業者に対し、これにより本市に生じた損害の賠償を請求することができる。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者による事業契約解除

本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 事業契約解除に伴う損害

(ア) において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は本市に対し、これにより事業者に生じた損害の賠償を請求することができる。

(ウ) 本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

本市および事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応する。

（3）法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 法制上及び税制上の措置

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。

イ 財政上及び金融上の支援

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は、想定していない。

ウ その他の支援に関する事項

本市は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で協力をを行うものとする。

（4）公正な応募の確保

応募書類の提出に当たって、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

（5）応募にあたっての費用負担

応募にかかる費用は、全て応募者の負担とする。

（6）本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

（7）提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、応募グループに帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、応募グループの承諾がある場合にのみ、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、選定に至らなかった応募グループの提案については、応募グループの承諾のある場合のみ、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとするが、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

イ 提出書類の返却

応募者から提出された資料は返却しない。

ウ 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている

場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募グループが負うものとする。なお、これによって本市が損失又は損害を被った場合は、当該応募グループは、本市に對して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(8) 本事業に係る情報の提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページで公表する。

(9) 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受けた質問及び意見等を踏まえ、募集要項公表までの間にその内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、本市ホームページで公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

(10) 実施方針及び要求水準書（案）に関する問い合わせ先

本実施方針及び要求水準書（案）に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

日向市上下水道局 水道課 工務係

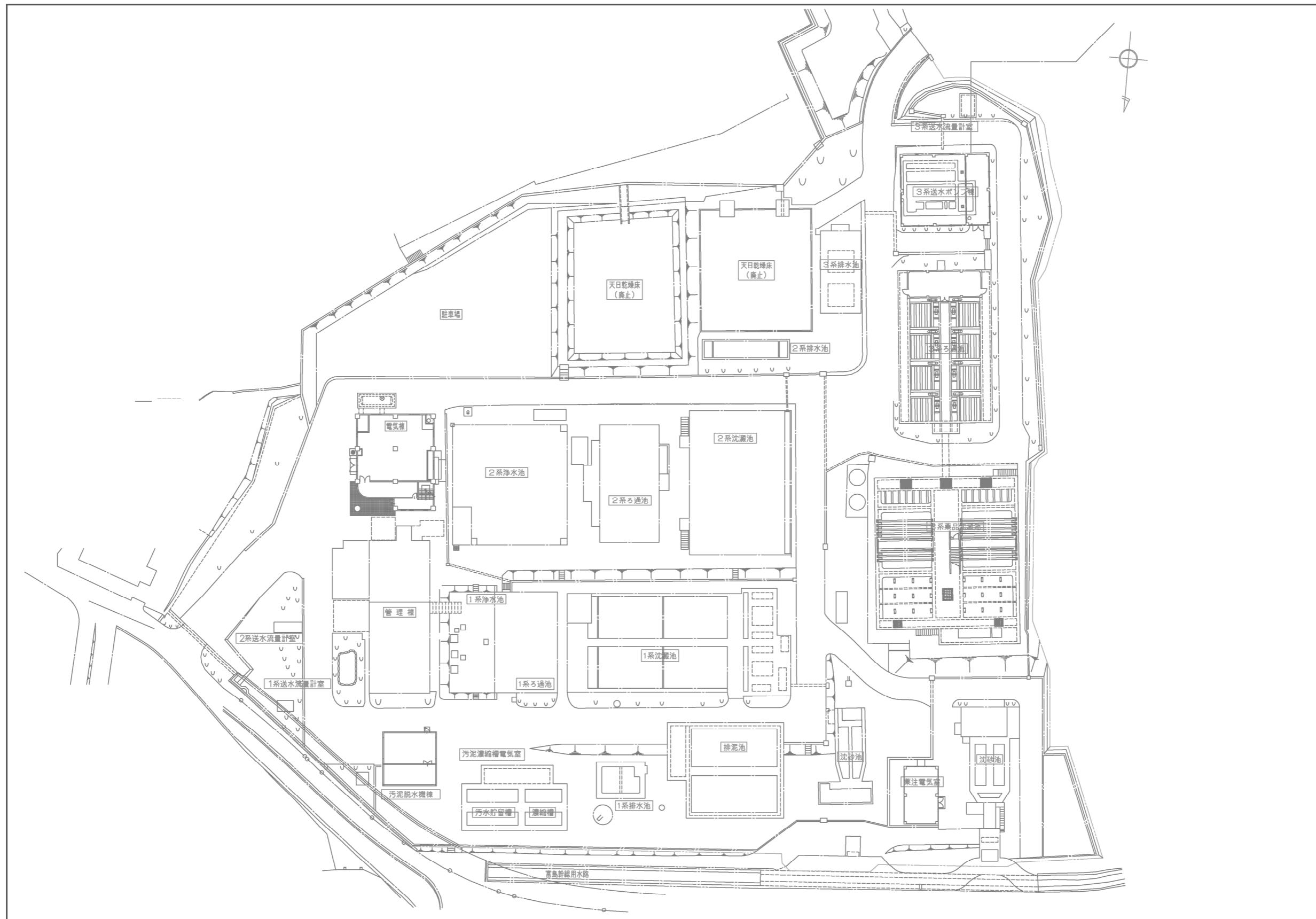
住 所：〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

電 話：0982-52-5229 FAX：0982-52-2508

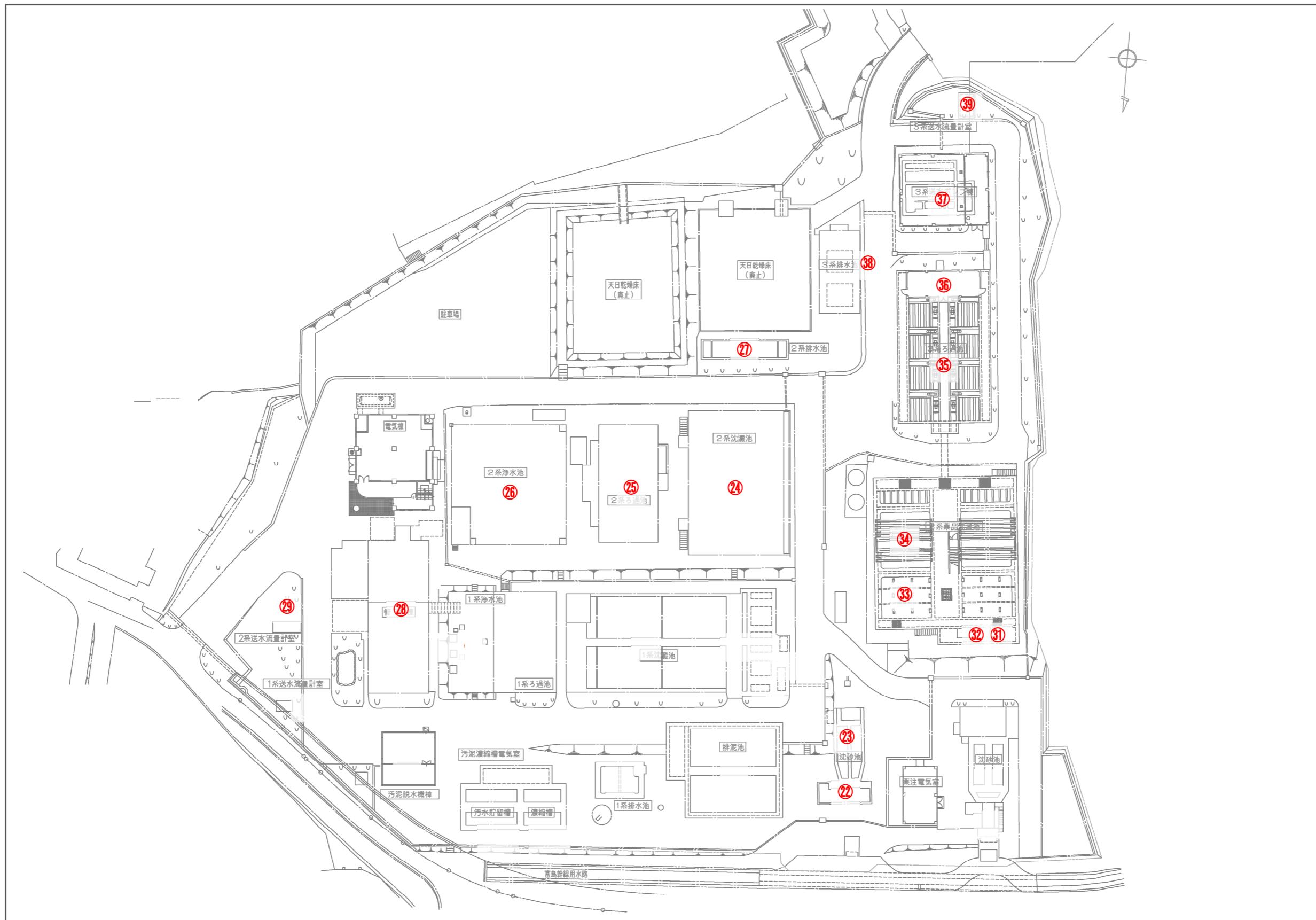
電子メール：suido@hyugacity.jp

事業ホームページ：<https://www.hyugacity.jp/>

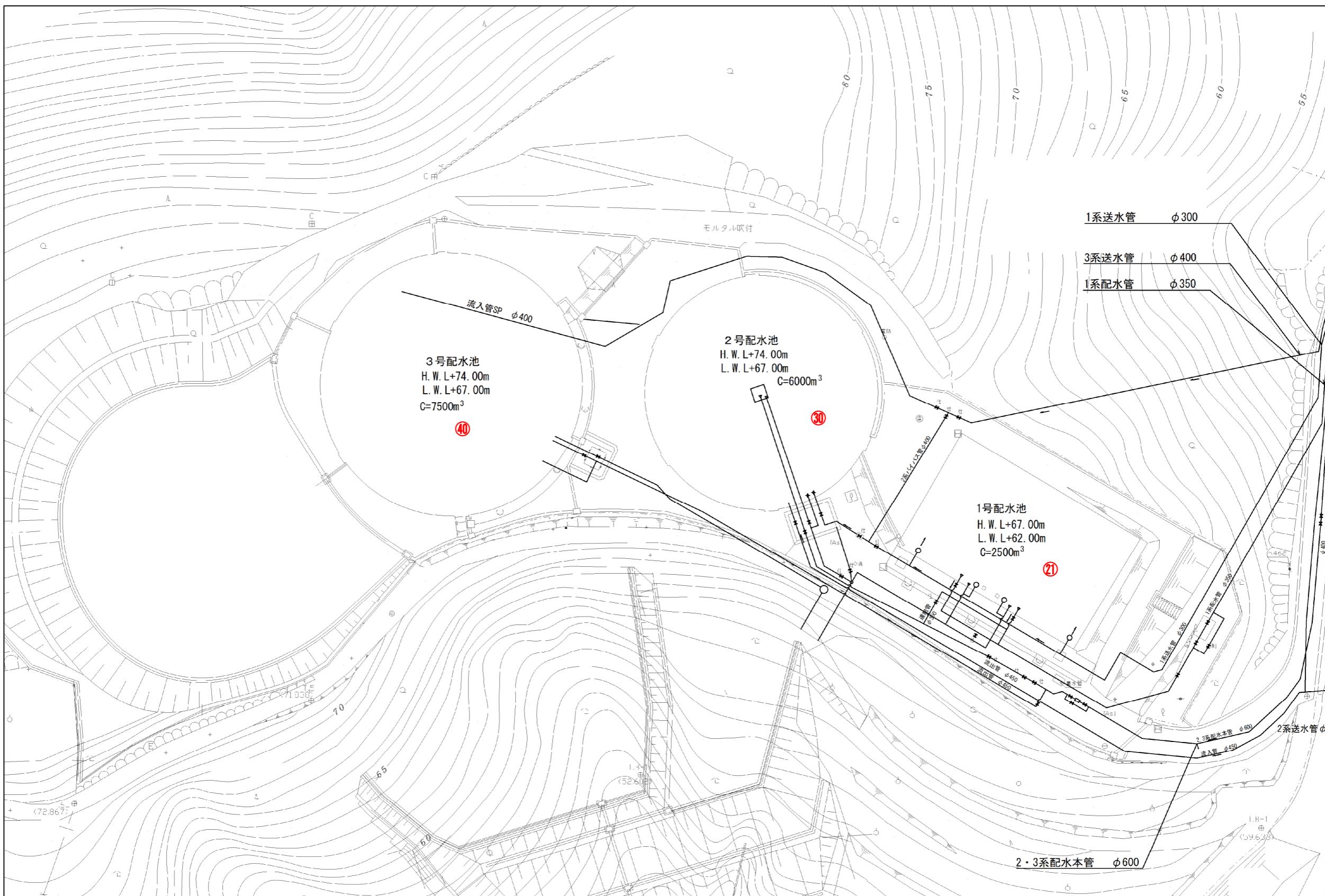
(別紙1：事業予定地)



(別紙2：既設権現原浄水場 図面)



(別紙3:既設権現原浄水場 図面)



(別紙4:リスク分担表)

リスク負担者について、「 」は主負担、「 」は従負担とする。

リスク分担表 1/4

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	契約関連	募集条件	募集要項、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び提示漏れによるもの	
		契約手続き	市の帰責事由による契約締結の遅延、中止	
			事業者の帰責事由による契約締結の遅延、中止	
	制度関連	終了手続き	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生及び事業者の清算手続きに関するもの	
		法制度	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	
			上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの	
	社会	許認可等	市が手続きすべき許認可等の遅延によるもの	
			事業者が手続きすべき許認可等の遅延で事業者の帰責事由によるもの	
		税制変更	消費税等の本事業に係る税制度の新設・変更によるもの 法人事業税、法人住民税等の事業者の利益に関する税制度の新設・変更によるもの	
	社会	第三者賠償	事業者が行う業務（調査・設計・工事）により第三者に損害等を与えた場合及び契約不適合責任期間中の施設の契約不適合により第三者に損害等を与えた場合の賠償責任	
			市の帰責事由により第三者に損害等を与えた場合の賠償責任	
		住民対応	本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの（市の提示条件又は指示によるものを含む） 事業者が行う業務（調査・設計・工事）に関する住民反対運動等であって、事業者の帰責事由によらないもの 事業者が行う業務（調査・設計・工事）に関する地元合意形成等であって、事業者の帰責事由によるもの	

リスク分担表 2/4

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	社会	環境問題	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの		
			市の提示条件又は指示に起因する環境問題に関するもの		
	安全	事故災害	第三者の加害行為(破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等)による、事業変更・施設運転停止・事業継続の不履行		1
			事業者の帰責事由による事故災害に関するもの		
		安全確保	市の帰責事由による事故災害に関するもの		
			事業者が行う業務(調査・設計・工事)における安全性の確保		
	労務	教育・研修	市が行う業務における安全性の確保		
			関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		
		情報漏洩	事業者従業員の不誠実行為等による業務停止、契約解除		
			事業者の従業員による業務上知り得た秘密情報等の漏洩		
	費用	物価変動	市職員による事業者の従業員個人情報等の漏洩		
			事業期間中の物価変動		2
		保険の付保	インフラ整備等に係る負担金(下水道受益者負担金等の市が負担すべきもの)		
			事業者が行う業務(調査・設計・工事)の各段階のリスクをカバーする保険に関するもの		
		資金調達	事業者の資金調達		
	変更・中断	計画変更	構成企業及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		
			市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの		
			原水水質の急変(施設の処理能力を超えた場合)		

1: 事業者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの

2: 一定の割合を超える費用負担は市、それ以外は事業者の負担とし、その割合は設計及び建設工事請負契約書(案)において定める

リスク分担表 3/4

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	関係機関等の調整	市の帰責事由による事業の延期等に関するもの		
		事業者の帰責事由による事業の延期等に関するもの(建築確認申請、電気・ガス事業者との調整等)		
	事業の中止等	市の帰責事由による事業の中止等		
		事業者の帰責事由による事業の中止(事業者の経営破綻、又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合等)		
	契約不履行	事業者の帰責事由による契約不履行(事業者の整備した施設・設備の性能不足等)		
	不可抗力	戦争、暴動、風水害、地震他、通常の予見可能な範囲外のものであって、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由による中断等		3
調査・設計	測量・調査	市が実施した測量・地質調査に関するもの		
		遺産・遺跡の存在に関するもの		
		上記以外の測量・調査に関するもの		
	設計	市の帰責事由による(提示条件の大幅な変更等)による設計などの完了遅延・設計費の増大		
		事業者の帰責事由による(提案の不備、設計の不備、事業者の帰責事由による履行遅れ等)による設計の完了遅延・設計費の増大		
	補助金・交付金受給	事業者の帰責事由による補助金・交付金申請に必要な事業者が作成すべき書類の提出遅延による、補助金の削減、受給不能に関するもの		

3:一定の割合を超える費用負担は市、それ以外は事業者の負担とし、その割合は設計及び建設工事請負契約書(案)において定める

リスク分担表 4/4

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
工事	用地	事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		
		土壤汚染、地中障害物（残置廃棄物、不発弾等）既存資料（地下埋設物、撤去対象施設等）及び現地で把握あるいは予見が不可能な地下埋設物に関するもの		
		既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設に関するもの		
	工事遅延	事業者の帰責事由による工事の遅延		
		市の帰責事由による工事の遅延		
	工事費増大	市の提示条件及び指示の不備・変更等による工事費の増大		
		上記以外の事由による工事費増大		
	工事監理・工事現場管理	工事監理に関するもの		
		工事現場管理に関するもの		
	施設性能	施設の要求性能不適合、施工不良に関するもの		
施設損傷		施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷		4
		上記以外の事由による引き渡し前損傷		
施設の契約不適合責任		施設の契約不適合によるもの（契約不適合責任期間中）		
		施設の契約不適合によるもの（契約不適合責任期間後）		

4：一定の割合を超える費用負担は市、それ以外は事業者の負担とし、その割合は設計及び建設工事請負契約書（案）において定める